

零石町監査委員 枇 杷 恵 様
零石町監査委員 小 田 純 治 様

零石町長 猿 子 恵 久

行政監査の指摘事項に基づき講じた措置について

標記のことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定に基づき、下記のとおり通知します。

記

1 注意事項及び措置方針

(1) ブランドメッセージ策定支援業務委託

[注意事項]

委託先の選定方法について

随意契約ガイドラインでは、契約の相手方が特定される以外は、2者以上から見積書を徴収することとしている。町内に取扱業者がない場合は、町外業者を選定するなど複数の事業者を選定することや、公募を実施するなど、競争性と公平性を確保すること。

契約の方法について

随意契約ガイドラインによると「1者随契とする場合は透明性を高めるため、どのような調査を行った結果、どのような理由で1者しかないと判断したか等の過程（理由）を具体的に明らかにしなければならない」とある。このことから担当課の主観によらず、資格や業務経歴などを客観的に判断し、だれもが納得できる選定理由を明確に記載すること。

委託料の算定について

設計書の単価設定について、一部根拠に欠けた部分があることから、旅費や日当等を町の予算作成単価にすることや、複数の参考見積を徴収するなど、客観的に根拠のある最小単価を用いた設計書を作成すること。

[措置方針]

随意契約ガイドラインに基づき、町内業者を優先的に選定させつつ、2者以上からの見積徴収を実施するよう努めます。

選定理由の明確な記載に努めます。

客観的根拠のある設計書の作成に努めます。

(2) 移住相談トータルサポート・移住体験ツアー・移住促進イベント実施業務委託

[注意事項]

委託料の算定について

設計書の単価設定について、一部根拠に欠けた部分があることから、旅費や日当等を町の予算作成単価にすることや、複数の参考見積を徴収するなど、客観的に根拠のある最小単価を用いた設計書を作成すること

[措置方針]

客観的根拠のある設計書の作成に努めます。